

【新型コロナウイルス】 私的な育児分担や医療面談等に関するクイーンズランド州の州境制限緩和等（9月23日15時より施行）

2020年9月23日
在ブリスベン総領事館

● 22日、クイーンズランド（QLD）州保健省は、23日（水）午後3時から、州境規制に関し、以下の措置を開始する旨発表しました。

- ・ QLDへ入州する貨物輸送に関する運用手順の実施
- ・ 私的な育児分担 (informal shared parenting) 及び子供との接触に関する取り決め (child contact arrangements) を実行するための入州許可
- ・ NSW州境地帯の居住者 (South Wales border zone residents) に対し、私的な育児分担を行うために、隔離を伴わずQLD州全域を移動することを許可。同様に、QLD州民に対し、私的な育児分担を行うために、NSW州境地帯 (New South Wales border zone) へ移動後、隔離を伴わずQLD州に戻ることを許可。
- ・ 医療面談 (day health appointments) を目的とするQLD州訪問者のため、入州許可証にHカテゴリーを導入
- ・ 感染多発地域 (ホットスポット) からQLD州への訪問者に医療面談を提供する民間医療従事者に対し、フォーム (approved Queensland Health approved essential health care form (DOCX)) の利用を義務化

本措置に関する州保健省の発表内容については、以下(英文のみ)の州保健省HPをご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/border-restrictions/border-restrictions-23-september>

本措置に関する、州首席医務監指令原文（英文のみ）については、以下をご覧ください。

- ・ 州境制限に関する指令第14号「Border restrictions Direction (No. 14)」

<https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/border-restrictions/border-restrictions-direction-14>

- ・ QLDへ入州する貨物輸送に関する運用手順

<https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/border-restrictions/freight->

[services-protocol](#)

・州保健省の問い合わせ窓口

13HEALTH (13 43 25 84) (24時間対応、通訳利用可)

この領事メールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>